

## 17. 麻薬等

### (1) 業態数(令和2年12月末現在)

麻薬診療施設	:	371
麻薬取扱者(施用者、管理者、研究者)	:	2,864
向精神薬取扱施設	:	1,566
覚せい剤施用機関	:	1
大麻栽培者	:	0
大麻研究者	:	4
けし栽培者	:	1

### (2) 麻薬等の業務所への立入検査状況(令和2年結果)

- ・医薬分業の進展とともに平成10年頃から麻薬小売業者(薬局)が増加しており、令和2年12月末現在で330施設となっている。
- ・麻薬取扱施設 49箇所に立入検査を実施したところ、1箇所1件の違反が発見された。違反内容は、帳簿関係1件であり、口頭により改善指導した。
- ・向精神薬取扱施設 15箇所に立入検査を実施し、違反は発見されなかった。
- ・覚醒剤原料取扱施設 5箇所に立入検査を実施し、違反は発見されなかった。
- ・なお、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、例年と比較し立入件数が大幅に減少している。

### (3) 事犯

- ・不正麻薬事犯  
昭和38年以降、発生なし。
- ・医療麻薬事犯  
平成24年3月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(向精神薬不正譲渡等)  
平成25年11月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正譲渡等)  
平成26年5月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正譲渡等)  
平成27年11月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(向精神薬不正譲渡等)  
平成28年8月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正所持)  
令和2年11月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(向精神薬不正譲受等)
- ・けし不正栽培

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
件数	66	36	25	21	20	25	21	27
栽培本数	13,768	8,092	4,575	893	4,761	2,560	5,625	7,705

全て、植えてはいけない「けし」との認識がないものであったことから、医事薬務課(現:薬務衛生課)及び保健所により説諭のうえ抜去し、焼却処分とした。

・大麻不正栽培

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
件数	1	0	1	1	0	0	0	0
栽培本数	1	0	23	30	0	0	0	0

H25：1件 1本（自生：抜去、焼却） H27：1件 23本（自生：抜去、焼却）  
H28：1件 30本（栽培：事件送致）

**(4)麻薬中毒者の現状**

- ・麻薬中毒者とは、麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒者をいい、令和2年度には1名が発見された。
- ・令和2年度も、上記1名に加え、過去に医師が麻薬中毒であると診断した1名について、観察指導を行った。

麻薬中毒観察指導対象者（令和2年度末）

総数	観察指導の対象としている者											
	所在の明らかな者				所在不明の者				計			
	1類	2類	3類	小計	1類	2類	3類	小計	1類	2類	3類	小計
2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2

- (注) 1類：中毒治療のため入院したことがある者  
2類：医師が麻薬中毒又はその疑いがあると診断した者  
3類：麻薬取締員等、当該職員により中毒の疑いがあるとして通報のあった者

## (5) 薬物乱用防止対策

### ○県内の薬物乱用状況

#### ・覚醒剤

全国的に覚醒剤事犯の検挙人員は令和元年度より減少傾向が見られるものの、戦後の第三次乱用期が続いている。

#### 〈覚醒剤検挙者数及び押収量〉

年		H28	H29	H30	R元	R2
検挙者数 (人)	高知	43	35	36	51	36
	全国	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471
押収量	高知(g)	8,170	30,063(※)	6.8	23.7	75.1
	全国(kg)	1,495	1,118	1,139	2,293	437.2

※H29年8月に茨城県沖で押収された覚醒剤480kgの一部を高知県警が押収

#### ・大麻

全国的に大麻事犯の検挙者数や押収量が激増し、令和2年の検挙者数は過去最多を更新するとともに、若年層の大麻汚染も問題となっている。

本県においても、検挙者数が微増、押収量については前年の10倍以上に激増しており、依然として予断を許さない状況にある。(令和2年度)

#### 〈大麻事犯検挙者数及び押収量(※乾燥大麻)〉

年次		H28	H29	H30	R元	R2
検挙者数 (人)	高知	18	18	29	21	24
	全国	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034
押収量	高知(g)	546	77	298	122.8	1596.4
	全国(kg)	133.1	176.3	280.4	350.2	265.1

#### 〈薬物(覚醒剤・大麻・向精神薬等を含む)〉

(押収量は、覚醒剤のみ記載)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
件数	84	103	82	78	101	93	82
人員	55	67	58	54	74	74	70
内一般人	45(82%)	50(75%)	55(95%)	44(80%)	62(84%)	66(89%)	65(93%)
	10	17	3	10	12	8	5
押収量	19.677g	24.488g	8170.562g	30,063g	6.8g	23.718g	75.086g

・シンナー

令和2年中に県警が検挙補導した有機溶剤乱用少年は、平成17～令和2年と続いて、0名であった。ここ数年、高知市及び県下5福祉保健所ごと(高知市の事務局は、医事薬務課(現:薬務衛生課))に設立されている薬物乱用防止推進員を中心とした各地区薬物乱用防止推進協議会の活動もあり、乱用少年は激減している。

16年連続の0人であるが、今後増加に転じないよう普及・啓発が必要。

**〈有機溶剤乱用少年(覚醒剤乱用予備軍)〉**

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
人数	0	0	0	0	0	0	0

○啓発等について

・乱用に悩む家族等からの相談

精神保健福祉センター及び福祉保健所において、薬物に関する相談を受けるとともに、当課にも相談専用電話(Tel:088-823-9797)を設置し、乱用者及び乱用に悩む家族に適切な措置を講じ、保健医療、福祉の関係機関や自助グループと連携し、乱用者及び家族へのケアができる体制づくりを推進した。

**〈薬物乱用相談件数〉**

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
件数	36	25	92	38	25	84	100

・薬物乱用防止教室の開催

新型コロナウイルス感染拡大の影響により回数は激減したものの、薬物の知識や乱用の恐ろしさを若者に啓発するため、県下25校の中学・高校において薬物乱用防止教室を開催した。(令和2年度実績)

**〈中学生及び高校生への薬物乱用防止教室開催状況(12年度から開始)〉**

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
開催校	44	42	67	24	45	45	25
学校数	177	176	172	172	175	175	174
%	24.9	24.0	39.0	14.0	25.7	25.7	14.4

※その他(R2年度 小学校教室:11校)

・指導者養成講座の開催

例年、薬物乱用防止教室等において乱用薬物の知識や乱用の恐ろしさを啓発するための指導者(学校教員、福祉保健所職員、警察職員、学校薬剤師、薬物乱用防止推進員等)に対する講習会を県警、教育委員会、精神保健福祉センターと連携して開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

**〈指導者養成講座〉**

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
回数	1	1	1	1	1	1	0
参加者	175	166	159	170	145	103	0

・薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施

県内の中学生徒から募集を行った。(応募期間：R2年6月～9月)

年度	標語		ポスター	
	参加校	作品数	参加校	作品数
H30	5	82	17	289
R元	7	128	18	285
R2	4	56	13	243

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動の実施

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年実施している街頭キャンペーン等は自粛するなど規模を縮小し、ポスターの掲示や募金箱の設置による啓発活動を実施した。(令和2年度実施期間：6/20～11/30)

○高知県薬物乱用防止推進員の活動

県下には356名(令和2年3月末現在)の薬物乱用防止推進員が高知県薬物乱用対策本部長(本部長 知事 濱田省司)から委嘱されている。これらの方の主な出身団体は、保護司、民生委員、学校薬剤師、ライオンズクラブ、PTA役員等であり、県内5福祉保健所ごと及び高知市(事務局は医事薬務課(現：薬務衛生課))に6地区協議会が設立されている。

県下の6地区協議会は、平成5年から順次(当時の10保健所ごとに)組織され、平成7年には連合協議会が組織された。当時は、年間200～300人が「覚醒剤予備軍」と言われるシンナー等有機溶剤の乱用で検挙される状況が続いていたが、平成17年度以降、県内のシンナー等の乱用による検挙・補導者は、0名となっている。

また、一方で平成24年に問題となった危険ドラッグは、平成27年以降、取締りが強化されたことから事犯数が減少したものの、大麻への回帰の動きが見られ、大麻事犯が激増しており、特に若年層における大麻事犯が問題視されている。

このため、各地域のイベントなどで啓発資材を配布する等、大麻等の薬物乱用弊害や恐ろしさについて呼びかけを行い、地域に根ざした協議会活動を継続することが重要であり、このことにより薬物乱用の根絶に繋がると考えられる。

なお、平成30年度からは薬物乱用防止推進員に委嘱する学校薬剤師を増員し、薬物乱用防止教室実施体制の強化を図った。

また、6地区協議会の会長、副会長で構成されている高知県薬物乱用防止推進連合協議会では、県下統一した啓発活動の企画や予算の配分等を行っている。